

ドーピング まめちしき!

Vol.28

障がい者スポーツでのアンチ・ドーピング

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けてTVでも障がい者スポーツが取り上げられているCMが多くなってきました。前回のリオデジャネイロパラリンピックではTV放映も増え、一般の人たちも障がい者スポーツに興味を持ち始めたのではないかと思います。

さて、障がい者スポーツでのアンチ・ドーピングですが、障がい者と健常者とで何か違いがあるかというと、結論は全く同じです。障がいの方々には身体障がい、知的障がい、精神障がい、内部障がいなど様々な障がいがあります。故に様々な基礎疾患を持っています。その病気の治療のためには薬を使う必要があることが多いはずです。しかし全世界、全スポーツの共通ルールである「禁止表国際基準（禁止表）」はこの世に一つしか存在せず、障がい者も健常者も同じ禁止表が用いられます。当然、病状では禁止薬の使用が不可欠な場合もあります。そういう場合はTUE申請※をして認められれば治療は継続できるため、病状に対しての悪影響はありません。ただ、申請した場合の審査は健常者と同じく医学的根拠に基づき行われるため、障がい者の方が認められやすいといったようなことは起こりません。また、禁止薬以外に加えて禁止方法といったものがあります。脊髄損傷の選手などは血圧の低下などで思ったようなパフォーマンスを発揮できないために、ある種の方法を使って血圧を上昇させることができます。これは選手の生命の危険を引き起こすため、IPC(国際パラリンピック委員会)では特別に禁止されています。

ドーピング検査の方法についても障がい者と健常者とで違いはありません。ただし、身体障がいなどで自分では尿の採取が困難な場合には、規則で認められた範囲での援助は可能とされています。

障がいの方々は様々な治療を受けている方が多いですから、アンチドーピングの最新情報をよく調べ、事前の準備などしっかりできるようにしてください。また、スタッフとして関わる方は、常に選手の健康状態に気をつけながらも規則違反が起こらないよう注意しましょう。

嶋元医院 院長 嶋元 徹

ドーピング検査を行う検査員(DCO)の経験者

※TUE申請・・・病気やケガの治療を目的として禁止物質・禁止方法を使用することを願い出ること